助成金交付申請要領（2023年度）

1.　趣旨

　　　公益財団法人タチバナ財団は、「障がい者が自分らしく生きていく日本をつくる」というスローガンに従い、障がい者又は障がい者支援団体の社会参加活動等に対する支援を通じて、障がい者の社会参加と自立を促進し、障がい者の福祉の向上に貢献することを目的とします。

2．助成対象

障がい者支援を行う社会福祉法人、公益法人、ＮＰＯ法人等の非営利の民間団体で3年以上の継続した活動実績がある団体に対して、障がい者の社会参加を促す活動（展覧会、音楽会、スポーツ大会などの体験活動）並びに障がい者の理解を深める活動費用の一部及び福祉活動に直接必要な環境整備のための施設整備・備品等の調達資金の一部を助成いたします。（注１、注２）

なお、2023年度は、活動を実施する施設が一都十県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）にある団体を対象といたします。

1. 本部事務室等の設備整備・備品等の調達（本部事務室用パソコン・ソフトウエア等）を除きます。
2. 継続した活動実績が3年未満の団体は対象外となります。

3．助成金額

総額 600万円を予定し、1件（一団体）につき30万円を上限といたします。

4. 助成対象事業期間

　　　2023年11月下旬（審査結果通知日）から、2024年9月末までに完了する事業を対象と　　いたします。

5．応募の方法

(1) 申込は、当財団所定の申請用紙に必要事項を記入し、郵送による方法で受付けます。なお、申請書類は、当財団のホームページからダウンロードできるほか、郵送での請求も可能です。

(2) 一団体につき一申請とします。

(3) 提出された書類は返却いたしません。

(4) 反社会的勢力及び反社会的勢力に関係すると認められる団体からの申請は受付けません。

（5） 申請前及び審査結果通知日前に購入又は着手したものは対象となりません。また、団体の通常の運営費や人件費は対象となりません。

（6）　他団体に重複して助成申請をしている場合には、当財団の助成対象となりません。

（7）　緊急性の高い案件を除き、当財団の助成金を広くご活用頂く観点から、前年において当財団から助成を受けている団体は、優先度が低くなる場合があります。

(8) 申請書類には、次の区分に応じて補足資料を添付してください。なお、更に詳しい書類等の提出をお願いすることがありますので、御協力をお願いいたします。

　　　【共通】

1. 定款・会則・パンフレット・施設案内図等
2. 謄本（3ヶ月以内のもの）
3. 役員名簿
4. 申請年度の事業計画書及び予算書（施設の場合は、対象施設の予算書を含む）
5. 直近の事業報告書及び決算書（貸借対照表・収支計算書・財産目録を含む）

　　　　　【施設整備・物品購入の場合】

1. ２社以上の見積書、工事図面、工事スケジュール
2. 物品等のカタログ
3. 現況説明写真、固定資産台帳

　　　　　【活動費の場合】

1. 企画書、収支見積書、工程表
2. 参加予定人数（過去の実績がある場合には、実績報告を添付してください）

6．申込期間

2023年8月1日(火) ～ 2023年9月25日(月)　（当日消印有効）

7．審査の方法

助成金対象者は、当財団の選考委員会において候補者を選考し、当財団理事会において承認の上決定いたします。なお、ヒアリングや施設訪問を行う場合があります。

8．審査結果の通知

　採否に関わらず、審査結果は2023年11月下旬を目途に、メールまたは郵送にて通知いたします。但し、審査結果及び審査理由等には一切お答えいたしかねます。

9．助成金目録贈呈式

　　　助成金受領候補者は、下記のどちらかに必ずお越しください。

　　　　　予定日時：2023年12月6日（水）10時～、または　2023年12月10日（日）10時～

　　　　　予定場所：東京都中央区日本橋浜町２丁目

　　　　　費　　　用：交通費としてお一人分を支給いたします。

（詳細は、審査結果通知時にお知らせいたします）

10.助成金交付

助成金は、2024年1月上旬までにお振込みにて交付いたします。

11．助成金受領者の義務

助成金受領者は当該事業が終了した後、速やかに所定様式による完了報告及び収支報告を当財団に提出するものとします。また、活動実績を示す写真や資料、領収書の写し等の添付をお願いいたします。なお、助成金額に残余が生じた場合は、ご返却をお願いいたします。

12. 助成金の決定の取消、返還

　　　　助成金の交付を決定された団体が、次の各号のいずれかに該当した場合、又は当該事実が判明した時は、当財団は助成金の交付決定を取消、又は既に交付した一部若しくは全部の返還を求めることがあります。

1. 虚偽の申し出又は報告を行ったとき
2. 交付の対象となった活動が中止になったとき又は取りやめたとき
3. 他から重複して助成を受けていたことが判明したとき

12．その他

(1) 当財団が、応募書類から得た応募者の個人情報は、助成対象者の選考、審査結果の通知など、選考業務に限定して使用いたします。

(2) 助成対象者の名称、助成案件、助成金額は、当財団のホームページに掲載するほか、内閣府へ報告することがあります。

（申請書類提出先・連絡先）

公益財団法人タチバナ財団　事務局

〒103-0007

　東京都中央区日本橋浜町2丁目56番1号

　　 Tel ： 03-3667-7070 （平日10:00～16:00）

　　　Email： zaidan@t-group.co.jp

Web ： http://www.t-group.co.jp/zaidan/